

〔教育研究評議会承認〕  
平成21年7月8日

国立大学法人東京学芸大学教員研究旅費等配分基準の一部改正について

改正理由：配分方法の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>第2 学生引率実地指導旅費は、各部局の学生引率実地指導に必要な旅費（以下「引率旅費」という。）及び地方又は島しょの教育実習に必要な旅費に充てるものとする。 (削除) (削除)</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、平成 年 月 日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第2 学生引率実地指導旅費は、各部局の学生引率実地指導に必要な旅費（以下「引率旅費」という。）及び地方又は島しょの教育実習に必要な旅費に充てるものとする。</p> <p><u>2 配分予算額（以下「配分総額」という。）の85%を当該教室等に配分する。</u></p> <p><u>3 配分総額の15%を、前項に基づき配分することとなる教室以外の教室で引率旅費の配分を必要とする教室に配分する。</u></p> <p>[省略]</p>